

## 会計処理における貯玉の捉え方について

企業において採用される会計処理は、企業規模や会計の目的に応じて概ね「財務会計」「税務会計」に大別され、それぞれに適用される会計基準が異なり、それにより貯玉の捉え方も異なります。

### <財務会計>

一般に公正妥当と認められる会計基準に従い、財産や利益を適正に計算し、株主や銀行などの利害関係者が企業の財政状態や経営成績を確認するために用いられます。

財務会計においては、将来的に支出が確実であるか、支出金額の測定が可能であるか、といった経済的事実に基づいて債務を捉えます。

貯玉は将来的に賞品交換されるものであると考えられることから、財務会計においては貯玉を債務として捉えることとなります。

### <税務会計>

法人税法の規定に従い、法人税等の税金を適正に計算し、公正に納税するための課税標準に用いられます。

税務会計においては、法の定めに従い一部の引当金を除いて支払いが確定した時点で債務を捉えます。

貯玉は将来的に賞品交換されるものと考えられますが、支払いが確定していないことから、税務会計においては支払いが確定するまで貯玉を債務として捉えることはありません。

このように会計処理の目的に応じて、財務会計上では債務を認識しても税務会計上では債務を認識しないというような、目的が異なる財務会計と税務会計の認識に相違が生じることは、自然な流れであると考えられます。なお、この相違を調整するために、税効果会計に係る会計基準が制定されており、財務会計上の債務と税務会計上の債務に差が生じた場合には、法人税などの額を調整して適切に期間配分することとなります。

また、中小企業の会計においては、一般的に税務会計への一致を志向しております。これは、財務会計と税務会計の調整を簡略化し、中小企業の負担を軽減することを意図しています。そのため、財務会計の基準と税務会計の基準が異なる場合であっても、中小企業の会計では税務会計のルールをそのまま適用することができる場面が多く、複雑な会計調整を避けることが可能となります。

貯玉の会計処理につきましては、企業規模や会計処理の目的に応じたお取り扱いをお願いいたします。詳細につきましては、ご担当の公認会計士、税理士にご相談いただきますようお願い申し上げます。

以上